

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人原田積善会（以下「当会」という。）の定款第27条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益財団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当会が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当会の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、当会の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第5条 専務理事の職務権限は、法令、当会の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当会を代表し、その業務を理事長を補佐して執行する。
- (2) 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第6条 常務理事の職務権限は、法令、当会の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当会の業務を分担し、理事長を補佐して執行する。
- (2) 毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第7条 業務執行理事の職務権限は、法令、当会の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当会の業務を分担し、理事長を補佐して執行する。
- (2) 毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

第3章 補 則

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附則

この規程は、令和3年11月25日から施行する。(令和3年11月25日理事会決議)